

入札説明書
(塩尻市使用済 GIGA スクール端末等の売払処分業務 募集要項)

1 はじめに

塩尻市使用済 GIGA スクール端末等の売払処分業務を以下のとおり募集する。

本件は、GIGA スクール端末等の売払い業務の事業者を一般競争入札によって選定し、金属資源の適正な再使用・再資源化の推進と個人情報を含む端末を適切に処分することを目的とする。

当該募集に参加する場合は、募集要項及び仕様書の各事項を確認の上、参加すること。

2 売払い対象端末等

- (1) GIGA スクール端末 iPad 第5世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（保護カバー付き）

- (2) GIGA スクール端末 iPad 第6世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（ハードカバー付き）

- (3) GIGA スクール端末 iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（キーボードケース付き、一部ハードケース付き）

※サードパーティー製の充電器及び充電ケーブルも本体数量にかかわらず欠品や混在等を含む現況有姿のまま引き取ること。

※各 iPad は売主の責において端末管理、セキュリティ等に関連したアクティベーションロック、MDM 及び Apple School Manager 等は全て解除済みとする。

- (4) GIGA スクール端末 chromebook ASUS C214MA 32GB

※chromebook 本体

※充電器は、欠品している場合であっても現況有姿のまま引き取ること。

※売主の責任において端末管理、MDM 等はすべて解除済みとする。

3 最低売却予定価格

最低売却予定価格は、10,065,770円（税込み）とし、GIGA スクール端末売却代のほか、運搬、データ消去及び再資源化費用を含むものとする。なお、仕様書項番7の予定数量が変更となる場合、及び本書項番2各号の物品ごとの数量の5%を超える廃棄端末がある場合は、売主及び買主の協議により買取金額を変更することができる。ただし、廃棄端末の処分費用等は買主が負担するものとし、売主に費用の追加請求はできないものとする。

4 入札参加資格

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことを条件とする。

- (1) 本市の令和7. 8. 9年度入札参加資格者のうち、その他の業務に登録のある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申立てまたは、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申立てまたは、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 公告の日から契約締結日までの期間において、塩尻市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 塩尻市暴力団排除条例(平成24年塩尻市条例7号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (8) 政治活動、宗教活動を主たる目的としているものでないこと。
- (9) その他、市民の信頼を損なう者でないこと。
- (10) 公告日から引き続き、受託者(以下「買主」という。)は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、長野県を含んでいるものに限る。)を受けていること。又は資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者等であること。なお、一般競争入札参加申込時に認定を受けていることを証する書類等を提出すること。
- (11) GIGAスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、買主が仕様書項番3に定める認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績(前年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること)を十分に有していること。なお、一般競争入札参加申込書提出時には認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。
- (12) 提出された書類の記載事項に虚偽がある者でないこと。

5 一般競争入札参加申込書等の提出

入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提出しなければならない。期限までに申込書等を提出しない者は、本入札に参加できない。提出のあった書類を基に参加資格を確認する。

参加資格確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、今般の競争入札参加資格の有無について通知する。なお、資格がないと認めた場合、その理由を付して通知する。

(1) 入札説明書に関する質問

ア 提出書類：入札説明書に関する質問

イ 提出方法：持参又は電子メール

ウ 提出場所：塩尻市こども教育部学校教育課児童生徒支援係

(電子メール：gakkou@city.shiojiri.lg.jp)

エ 提出期間：本件公告日から令和８年７月３１日（金）まで（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

オ 提出時間：午前９時から午後４時３０分まで（持参の場合、正午から午後１時までを除く。）

(2) 入札説明書に関する質問の回答

令和８年８月３日（月）午後５時までに市ホームページに掲載する。

(3) 一般競争入札参加申込書類の提出期間

ア 期間：本件公告日から 令和８年８月６日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

イ 時間：いずれの日も午前９時から午後４時３０分まで
（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(4) 一般競争入札参加申込書類の提出方法及び提出場所

塩尻市が作成する一般競争入札参加申込書に必要な事項を記入し、塩尻市こども教育部学校教育課児童生徒支援係（塩尻市大門七番町４番３号 塩尻市総合文化センター１階）まで持参すること。なお、郵送、電話、ファクシミリ及び電子メールなどによる受付は行わない。

(5) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第１０条第３項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、長野県を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等であることを証する書類

ウ 小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン、タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有しており、前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）

(6) 参加資格確認結果の通知

令和８年８月７日（金）に電子メールにより通知する。

なお、本書については、同日郵送する。

(7) 無資格理由に関する質問の提出

ア 提出書類：質疑応答書 １部

イ 提出方法：持参

ウ 提出場所：塩尻市こども教育部学校教育課児童生徒支援係
（塩尻市大門七番町４番３号 塩尻市総合文化センター１階）

エ 提出期間：令和８年８月１３日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

オ 提出時間：午前９時から午後４時３０分まで
（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(8) 無資格に関する質問の回答

令和８年８月１４日（金）までに電子メールにより回答する。

なお、本書については、同日郵送する。

6 入札書記載金額

本件は、総価契約となる。入札書に記載する金額は、仕様書に定める機種ごとの売却金額、運搬及び廃棄処理にかかる経費も含めた金額とし、入札書に記載された金額に1.1を乗じた金額をもって契約金額とする。

7 入札

- (1) 入札は所定の入札書を使用する。
- (2) 入札書には、黒色のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。なお、鉛筆、シャープペンシルは使用できない。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印すること。なお、金額の訂正はできないので注意すること。
- (4) 金額はアラビア数字を使用すること。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 代理人が入札を行う場合には、所定の委任状を入札執行前に提出すること。
- (7) 入札参加申込時に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札は無効とする。
- (8) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札参加資格のない者が行った入札
 - イ 入札書記載の金額その他が不明確な入札
 - ウ 同一事項に対して2通以上行った入札
 - エ 他の入札人の代理人又は数人が共同して行った入札
 - オ 入札書に記名押印しないで行った入札
 - カ 委任状を提出しない入札代理人が行った入札
 - キ その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札参加者の事前公表は行いません。

8 入札の基本事項

- (1) 入札保証金は、塩尻市財務規則（昭和55年3月31日規則第9号）第110条第1項第3号の規定により免除する。
- (2) 入札参加申込をした方は、(6) 入札日時 (7) 入札場所に記載する日時及び場所において入札書を提出できる。この入札に参加しない場合は、入札を辞退したものとみなす。なお、郵送、ファクシミリ及び電子メールなどでの提出は受付けない。
- (3) 入札書を (6) 入札日時 (7) 入札場所で開札し、売却物件に対し、本市が定める予定価格以上の金額をもって有効な入札を行った者のうち、最も高い金額を提示した者を落札者とする。なお、最高金額で入札した者が辞退した場合は、次点の者を落札者とする。また、最高金額の入札が2者以上ある場合は、「くじ」により決定する。その際、同価入札した者は全て「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできない。
- (4) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行する。

(5) 入札日時

令和8年8月19日（水）午後1時30分から

(6) 入札場所

塩尻市役所 本庁舎3階 第六会議室（塩尻市大門七番町3番3号）

(7) 入札時に持参する書類

ア 一般競争入札参加資格確認結果通知書

イ 入札書

ウ 委任状（代理人の方が入札される場合）

エ 印鑑

入札者は、印鑑を持参する。代理人が入札する場合は、委任者本人の印鑑の持参は必要ないが、代理人は委任状に押印した印鑑を持参すること。

オ 身分を確認できるもの（運転免許証等）

カ 筆記用具（ボールペン又は万年筆）

(8) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名及び入札参加者数等を公表する。

9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期する場合がある。

10 契約の締結

(1) 落札日から7日以内に契約を締結する。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とする。

(3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

11 売買代金の支払い方法

仕様書項番10で定める業務完了をもって売買代金を確定する。買主は、市の発行する納入通知書により納付するものとする。

12 所有権の移転所有権の移転

売買代金が完納されたときに、売却物件の所有権を移転する。

13 担当課

塩尻市教育委員会事務局 こども教育部 学校教育課 児童生徒支援係

（担当）安藤 貴幸

（電話）0263-52-0280 内線 3113

（FAX）0263-52-4354